

障害児通所支援って？

障がいのあるお子さまや、発達に心配のあるお子さまに療育を提供する施設です。

「はるの家」は
児童発達支援・放課後等デイサービスの
2つの事業を提供しています。



児童発達支援

未就学のお子さまが対象です。日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。

放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校に就学しているお子さまが対象です。学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき提供します。



一般社団法人はる訪問看護ステーション

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス

「はるの家」

〒240-0003
横浜市保土ヶ谷区天王町1-20-8鎌田店舗1階

Tel. **045-744-7215**

Fax. **045-744-7216**

<https://www.har-u-station.com>

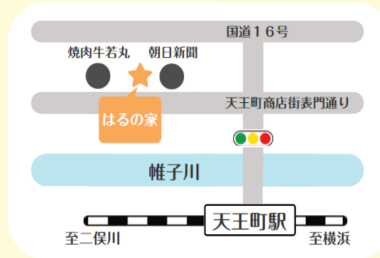


利用時間 10:00~18:00 (月曜日~金曜日)

休業日 土曜・日曜・国民の祝日・年末年始

定員 5名

対象 主な対象を重症心身障がい児とします



一般社団法人はる訪問看護ステーション

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス

「はるの家」



障害児通所支援

- ⊗児童発達支援
- ⊗放課後等デイサービス

のご案内



サポートします

お子さまの成長を

『できた』を増やして

「はるの家」の思い

医療ケアがあってもお友達と遊びたい
いろいろなことにチャレンジしたいという
お子さまの気持ち・ご家族の気持ちを
大切にしたいと思い、この場を作りました。
特別なことではなく、お子さまの毎日を
楽しくするお手伝いをさせてください。

「はるの家」は重心事業所です

「はるの家」は主な対象を重症心身障がい児と
させていただきます。
医療ケアが必要なお子さまの育ちを看護師と保
育士で支えています。

運営母体が訪問看護ステーションなので、訪問
看護部門との連携により在宅での生活もサポ
ートいたします。
また、訪問看護からリハビリスタッフの派遣も
行っているので、お子さまに必要な機能訓練を遊
びを取り入れながら進めています。

ご依頼、ご相談は随時受け付けておりますので、
お気軽にご連絡ください。

「はるの家」での過ごし方

● 児童発達支援



● 放課後等デイサービス



サービス利用までのステップ



STEP 1 問合せ

ご利用希望の方は、お電話または
HPのメールフォームよりお問い合
わせ下さい。管理者より施設のご
案内、日程等説明させていただき、
お子さまの状況、ご家族が考える
課題や目標をヒアリング致します。



STEP 2 登録

ご見学、面談のうえ、ご納得いた
だけた場合、ご利用契約を行います。
契約に関しましては、受給者
証が必要になります。
お住いの区役所で通所受給者申請
をしてください。



STEP 3 開始

ご契約後、ご利用開始することが
できます。
ご利用開始後もご相談やお悩み事
がある際はお気軽にお問い合わせ
ください。